

原油価格高騰対策運送事業者等支援事業の実施について

1. 概要

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、原油価格高騰の影響を受けている市内の運送事業者等に対し、燃料経費に対する補助金を交付することにより、事業継続を支援する。

2. 補助金の名称

原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金

3. 対象

次の①から③全ての要件を満たす事業者

①中小企業：令和 7 年 9 月 1 日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業を営み、今後も市内において事業を継続する意思を有する者

個人事業主：令和 7 年 9 月 1 日以前から市内に住所を有し、かつ、市内で事業を営み、今後も市内において事業を継続する意思を有する者

- ② 一般貨物自動車運送事業者
特定貨物自動車運送事業者
一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）
土砂等運搬事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者（乗合バス事業者）
一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）
自動車運転代行業者
貨物軽自動車運送事業者

いずれかの事業者が市内に有する事業所に配置している車両であること

③市税を滞納していないこと

4. 補助金額

対象車両	補助額
○貨物自動車（準中型自動車以上） ○バス（準中型自動車以上） ○ダンプ（大型自動車）※国からの表示 番号の指定を受けていること	補助対象車両 1 台につき 1 万円
○タクシー ○自動車運転代行業随伴用自動車 ○軽自動車（三輪以上） ○二輪の自動車（排気量 1 2 5 cc 超）	補助対象車両 1 台につき 5 千円

※補助金の上限額 1 0 万円（1 事業者 1 回限りの申請）

※準中型自動車以上とは、車両総重量 3. 5 t 以上又は最大積載量 2 t 以上

5. 申込期間

令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から同年 1 2 月 2 6 日（金）まで（当日消印有効）

※ただし、予算の上限に達した場合は、期限内でも終了となります。

6. 事業費

3, 2 5 0 万円

【問合せ先】

産業振興部 商工振興課

中小企業支援係

担当：平間・吉田

電話：0 2 8 2-2 1-2 7 5 9

【参考資料】

○ 栃木市原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者支援補助金

(1) 補助対象者

対象者	事業者数
一般廃棄物収集運搬事業者（市内に住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）を有し、市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可（し尿及び浄化槽汚泥を除く）を受けている者であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にとちぎクリーンプラザへの搬入実績があるもの。）	約 50 事業者
家庭ごみ等収集運搬事業者（市と業務委託契約を締結し、市内における家庭ごみ、紙類等の収集運搬業務を行っているもの。）	9 事業者

(2) 補助金の額

- ・収集運搬車両1台につき1万円（軽自動車の場合は、5千円）

○ 栃木市原油価格高騰対策し尿及び浄化槽汚泥収集運搬事業者支援補助金

(1) 補助対象者

対象者	事業者数
市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可（し尿及び浄化槽汚泥に限る）を受けた者であって、市税を滞納していないもの。	市内 6 事業者 市外 3 事業者

(2) 補助金の額

- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に栃木市衛生センター又は佐野市衛生センターに搬入したし尿及び浄化槽汚泥の搬入量1キロリットルにつき20円を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。

【問合せ先】

生活環境部 クリーン推進課
ごみ減量係
担当：渡邊
電話：0282-31-2447